

障害者政策委員会

ニュースレター(No. 14) 2013.8.19

障害者政策委員会委員 全難聴副理事長 新谷友良

【第7回障害者政策委員会-障害者基本計画の議論集約】

8月9日、第7回の障害者政策委員会が開催されました。前回の政策委員会では障害者基本計画原案については、委員より様々な意見が出ましたが、その後の委員よりの文書による意見も踏まえ、今回の会議に障害者基本計画の修正案が提示されました。

修正案についても、委員から意見が出ましたが、異論のある部分や字句の修正については委員長・担当室に任せる形で修正案を了承、パブリックコメントを実施の上、9月の閣議決定の流れとなりました。なお新谷よりは以下の4点に意見を出しましたが、決定された障害者基本計画はまだ提示されていませんので意見の反映程度は不明です。

①基本的な考え方に「難病による障害」という表現があります(P6)が、難病それ自体への対応を考えるのか、難病の結果症状が固定した障害への対応を考えるのか不明確なので、表現を「難病」に止めるよう発言しました。(背景としては、聴覚障害関係4疾患の場合、難病による医療費助成対象とはなっておらず、別途障害者手帳を取得しないと福祉サービスが受けられない状況があります。)

②「雇用・就業、経済的自立」の総合的な就労支援に「障害者を雇用するための環境整備等に関する各種助成金制度を活用し」(P20)とありますが、現行の現在の介助者委嘱助成金制度では手話通訳者の助成金はありませんが、要約筆記者の委嘱助成金はありません。このことを踏まえ、現行

の助成金制度の充実が必要、という趣旨で発言しました。

③電話リレーサービスの記述を入れるように再度発言しました。

④テレビ字幕の対象時間を総放送時間に対する割合にすべき、と発言しましたが、年度報告では総放送時間に対する進捗も出しているの、原案で承認して欲しいとの総務省の回答でした。

以上の流れのように、昨年9月から作業の始まった障害者基本計画の作成ですが、政策委員会からの意見提出が昨年12月、原案提示が先月ということで、議論が拡散してしまっただけの印象です。政府原案を作成するためには、各省庁の調整が要り、また数値目標など詳細検討も必要なことは理解できますが、原案提示を含めて2回の委員会で障害者基本法32条にいう「内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」ことになるのか、疑問の点もありました。

障害者政策委員会での障害者基本計画の議論は今回で終わりです。9月以降、障害者政策委員会は障害者差別解消法に規定されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の議論に入っていきます。障害者基本計画の作成経緯を反省し、方針作成に政策委員会が実質的にかかわっていけるよう、努力していきたいと考えます。